

兵庫地方最低賃金審議会

第3回兵庫県自動車小売業最低賃金専門部会

議事録

令和6年9月12日(木) 9時00分～10時55分	
兵庫労働局 第3共用会議室	
公益委員	坂本委員、三上委員
労働者委員	篠崎委員、橋本委員、森田委員
使用者委員	東委員、今井委員、倉本委員
事務局	岡本労働基準部長、安積賃金室長、飯田賃金指導官、 山中労働基準監督官、小川労働基準監督官
(1) 兵庫県自動車小売業最低賃金に係る改正決定の必要性の審議について (2) その他	
議 事 内 容	
<p>○飯田賃金指導官 ただ今から、第3回兵庫県自動車小売業最低賃金専門部会を開会します。 本日は、梅野委員が御欠席ですが、最低賃金審議会令第6条第6項の規定による定足数は充足しておりますことを御報告いたします。 本日の審議は議事を公開することとしておりましたが、傍聴希望の申出はございませんでしたので御報告いたします。 では、この後の進行につきましては、坂本部会長にお願いします。</p> <p>○坂本部会長 それでは、議題に入りたいと思います。 議題については、前回の引き続きとなりますが、議題(1)「兵庫県自動車小売業最低賃金に係る改正決定の必要性の審議について」です。 前回、9月10日の専門部会では、労使からそれぞれ、今年の自動車小売業最低賃金に係る改正決定の必要性の有無について、基本的な考えをお聞きしました。 前回のそれぞれの御意見としましては、労働者側は特定最賃というのは労働力の質向上、事業の公正な競争という目的があり、メーカー販売と町の事業所では賃金が違</p>	

う。町の事業所では、働く人が個人個人で事業所と交渉するのは難しい。

自動車産業を支えるためにも特定最賃の改定は必要であるということでした。

使用者側は100年に一度の大きな変革期を迎えており、自動車小売業もその変化を受けながら新しいビジネスモデルを構築していく必要があります、なかなか先が見通せないという状況である。また自動車小売業と言っても、小売りであったり、整備であったり各社によってその比率や業態が違ってきている。こういう状況のなかで、一律自動車小売業の特定最賃の枠組み自体が不要ではないかということから、使用者側としては改正の必要はなしという御意見をいただいております。

ということで、結論から申し上げますと意見の一致には至りませんでしたので、本日も引き続き審議を進めたいと思います。

前回同様、最初に労使それぞれでの打合せは必要でしょうか。

○労使委員

はい。

○坂本部長

それでは、よろしく申し上げます。

(労使それぞれ、別室で意見調整。)

○坂本部長

それでは、審議を再開します。

では、前回の審議以降、使用者側、労働者側でそれぞれ今年の自動車小売業最低賃金に係る改正決定の必要性について検討していただいた結果をお聞きしたいと思います。

まず、使用者側委員からお願いします。

○倉本委員

特に付け加えることはございません。以上です。

○坂本部長

それでは、次に、労働者側委員からお願いします。

○篠崎委員

前回、特定最賃というのは、労働者の質の向上等伝えましたが、付け加えるのであれば、優秀な人材の確保ですとか、過酷な環境で働いている者もいますので、それに見合った優位性を確保するためにも特賃が必要です。また、ほかの業種ではすべて必要性ありが出ておりますので、オール兵庫という考え方でも自動車小売業も追随して

いかなければ兵庫の産業自体が衰退してしまうということもありますので、そのあたりも含めてお願いいたします。

○坂本部長

では、労使双方よりそれぞれの御意見をお聞きしましたが、労使双方御意見が異なるということですので、ここからは公益側委員が労使委員それぞれからお話をお聞きすることとしたいと思います。

では、最初は労働者側委員からお話をお聞きしてもよろしいですか。

(別室にて、公労会議、公使会議、労使会議、使側打合せ)

○坂本部長

審議を再開します。

労使で話し合いをしていただきましたが、御意見について改めて伺いたいと思いますが、使用者側委員いかがでしょうか。

○倉本委員

労使でお話をさせていただいて、色々な数字もあげてお聞きし、その後も使側だけで最終打合せをしましたが、必要性なしということで結論が出ました。

○坂本部長

今回、3回、審議を重ねてきましたが、議論は平行線かと思います。審議も尽きたかと思うので、ここで意見をまとめさせていただきたいと思います。

労働者側については、当初からおっしゃっている通りですけれども、人材確保のためにも魅力ある一つの指標であるため自動車小売業の賃金を上げることが必要なもので、改正の必要ありということでした。

使用者側につきましては、賃上げ自体の必要性は特に否定はしないけれども、地賃が大きく上がっているので十分カバー出来ているということ。自動車小売業の特定最賃の枠組み自体も不要ではないかということで改正の必要性なしということでした。

全会一致に至らなかったもので、専門部会としての報告をまとめたいと思っております。

改めて、兵庫県自動車小売業の最低賃金の改正について「必要性を認める、若しくは認めない」ということについて、全会一致でないことについての確認を行い、その結果を本専門部会の報告とさせていただきたいと思います。

ここまでの審議で結論を出すこととして、よろしいでしょうか。

○使用者側委員

異議なし。

○森田委員

結果については公益委員の方々の御判断で理解しなければいけないものと思っておりますが、一言だけ申し上げておきたいのが、我々としては主張を色々と繰り返しさせていただきます。具体的な数字もあげさせていただきますし、世間の情勢であるとか、それぞれの産別の状況であるとか、考え方であるとか、ほぼ全てと言ってもいくらい今回は意見を出させていただきます。それに対して、使用者側からは所々で理解はできたとか、おっしゃっていることはよくわかるという風に言っていただきながら、賃上げの必要性があることについて理解いただけなかったことについては非常に残念であったということだけ申し上げておきたいと思えます。

○坂本部長

わかりました。

では、労使それぞれの御意見を確認したいと思います。

双方の意見が異なる場合は全会一致の決議に至らないという結論となります。

それでは、労働者側委員の方は兵庫県自動車小売業の最低賃金の改正について必要性を認めるという御意見でよろしいですね。

○労働者側委員

はい。

○坂本部長

では、使用者側委員の方は兵庫県自動車小売業の最低賃金の改正について必要性を認めないという御意見でよろしいですね。

○使用者側委員

はい。

○坂本部長

ただ今、労使それぞれの委員に改正の必要性の有無について、御意見を確認させていただきましたが、労使の意見が一致しませんでした。

従いまして、本専門部会での結論としましては、「兵庫県自動車小売業については、全会一致に至らず、その改正については必要性なし」ということとなりました。

事務局はこの内容で報告書（案）の作成をお願いします。

○安積賃金室長

はい。準備をいたしますので、しばらくお待ちください。

○坂本部長

では、報告文（案）を確認したいと思います。
事務局は、報告文（案）の読み上げをお願いします。

○飯田賃金指導官

兵庫地方最低賃金審議会会長 梅野巨利殿

兵庫地方最低賃金審議会兵庫県自動車小売業最低賃金専門部会 部会長坂本知可

兵庫県自動車小売業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（報告）

当専門部会は、令和6年7月19日、兵庫地方最低賃金審議会において付託された標記について、慎重に審議を重ねた結果、兵庫県自動車小売業最低賃金の改正決定の必要性について、全会一致に至らず、必要性有りとの結論に達し得なかったので報告する。

なお、本件の審議に当たった当専門部会の委員は下記のとおりである。

公益代表委員 梅野巨利、坂本知可、三上喜美男

労働者代表委員 篠崎翔、橋本欣也、森田直樹

使用者側代表委員 東健一郎、今井晋生、倉本信二

以上です。

○坂本部長

ただ今、読み上げていただいた、報告文案の内容でよろしいですか。

○各委員

はい。

○坂本部長

それでは、報告文案から案を消したものを報告文として本審に報告することとします。

○安積賃金室長

報告文の写しをお配りします。

○坂本部長

今回の結果につきましては10月3日開催予定の本審において、報告を行い、本審において審議、答申が行われることとなります。

また、専門部会としてはこれで役目は終了ということになります。

どうも御苦労様でした。

事務局から、他に何かありますか。

○安積賃金室長

特にございません。

○坂本部長

本日はこれで終わります。お疲れ様でした。

○各委員

お疲れ様でした。

坂本 知可

橋本 欣也

倉本 信二